

奈良県障害者計画 概要版

平成27年3月

奈良県

計画の目標

「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目指します。

(1) 障害のある人を中心に据えた障害者施策の推進

- 障害者施策の推進にあたっては、障害のある人を中心に据え、障害のある人やその家族等の意見・要望を十分聴くとともに、障害のある人やその家族・サポーターとともに考え、ともに行動しながら取組を進めます。
- また、障害のある人が夢と希望を持ち、いきいきと個性を発揮し、地域で安心して暮らすことができるよう、障害のある人の自らの選択・決定の尊重や、様々な社会活動への参加を促進するための施策を推進します。

(2) 障害のある人もない人もともに生きる社会の実現

- 障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らせる社会を目指します。
- そのため、全ての障害のある人が、あらゆる活動に参加できる機会、どこで誰と生活するかを選択する機会、意思疎通や情報取得・利用の手段について選択する機会の確保・拡大に努めます。
- また、障害のある人が、障害を理由として、正当な理由がなく、活動を制限されたり、社会への参加を制約されたりすることがないように、差別の解消に向けた取組を進めます。

施策推進の基本的な考え方

I 障害のある人に寄り添って、生活全般にわたる包括的な支援をします。

- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、障害種別や生活環境等により様々です。
- 従って、障害のある人に寄り添って、個人に応じた個々の計画に基づき、相談、福祉、保健・医療、教育、雇用、社会参加の各分野が連携し、諸課題に対応した包括的な支援を行います。
- また、障害のある人やその家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、家族も含めた社会の支援システムを構築します。

II ライフステージを通して切れ目のない支援をします。

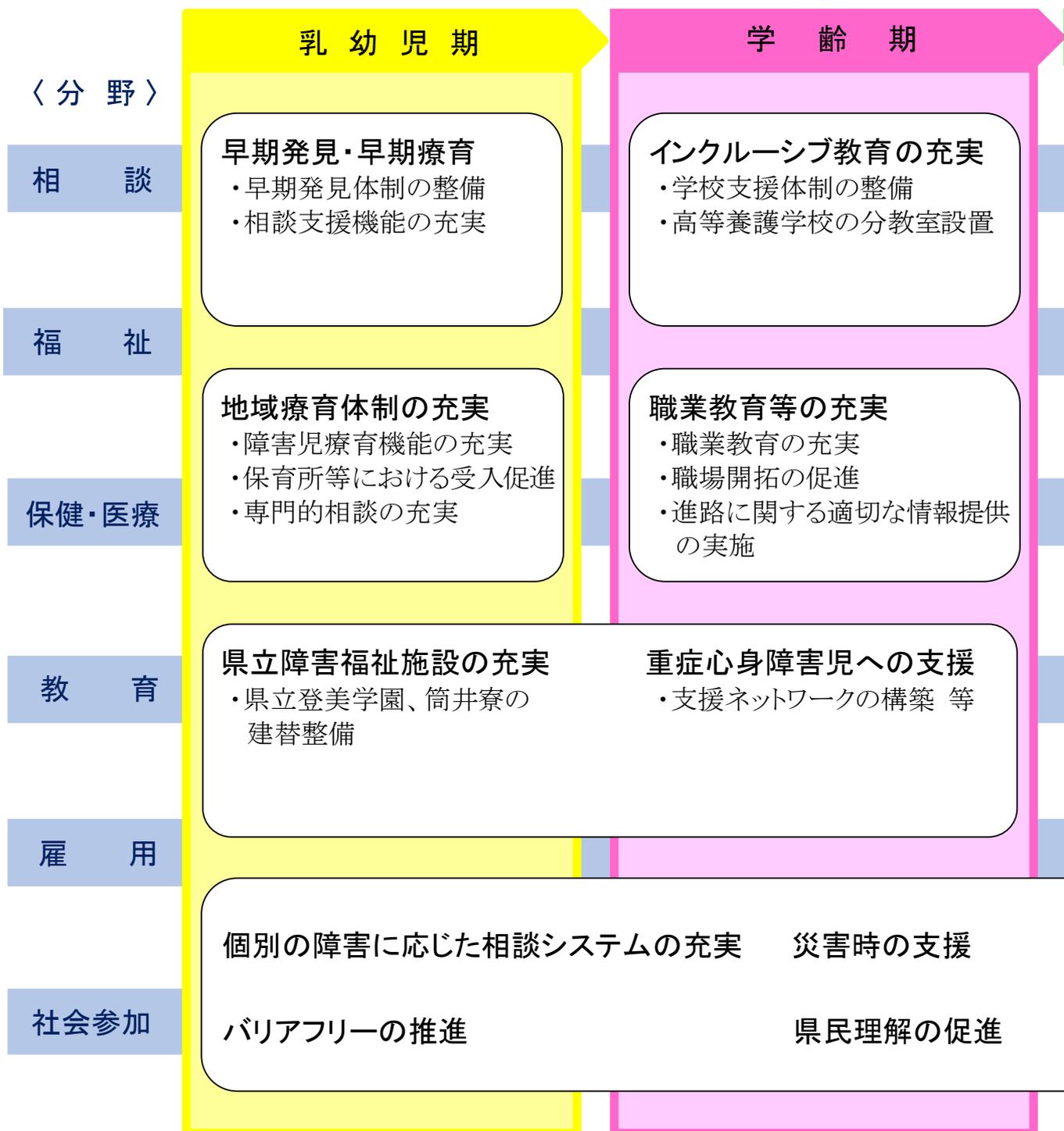
- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化していきます。
- 従って、各ライフステージの課題等を認識し、課題等に応じた支援を実施するとともに、ライフステージが変化しても支援に切れ目が生じないように、相談支援が中心となり、地域において、本人（家族）を中心とした支援ネットワークを構築し、生涯を通した一貫した支援を行います。

計画の期間と位置づけ

- 計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を一体的に策定します。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
障害者計画	奈良県障害者長期計画2005(前期計画)					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画	第1期				第2期			第3期							

○ライフステージに着目した主な施策





成 年 期

住まいの確保

- ・グループホームの整備促進
- ・公的賃貸住宅、民間賃貸住宅における住まいの確保
- ・入所施設における生活の質の向上 等

就労への支援

- ・一般就労への支援
- ・福祉的就労への支援



高 齢 期

認知症患者等への支援

- ・地域における支援体制の構築
- ・人材育成 等

在宅医療支援の充実

- ・訪問看護の充実
- ・医療的ケア従事者の養成 等

医療と福祉の連携強化

- ・精神障害のある人への支援
- ・重症心身障害のある人への支援
- ・難病患者への支援 等

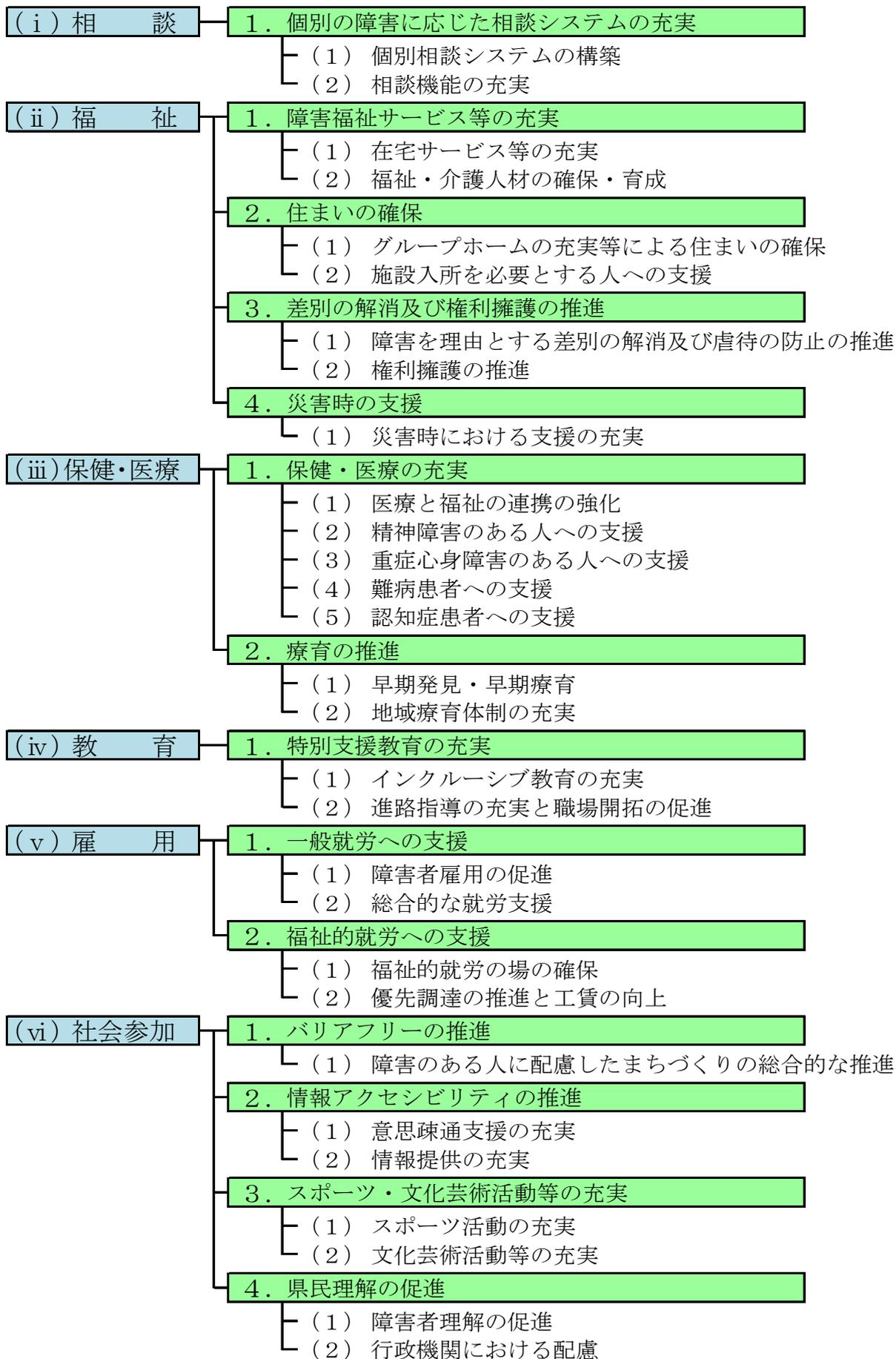
障害福祉サービス等の充実

差別の解消及び権利擁護の推進

情報アクセシビリティの推進

スポーツ・文化芸術活動等の充実

施策体系



施策の方向

分野：（i）相談

1. 個別の障害に応じた相談システムの充実

(1) 個別相談システムの構築

- ① サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の作成促進と質の向上
- ② 相談支援従事者の確保・育成
- ③ 個別支援ネットワークの構築
- ④ 奈良県自立支援協議会の運営の活性化
- ⑤ 市町村協議会の活性化に向けた支援
- ⑥ 見守り支援体制の構築

(2) 相談機能の充実

- ① 地域の相談窓口の充実
- ② 専門的な相談機能の充実
(奈良県発達障害支援センター、奈良県高次脳機能障害支援センター、奈良県地域生活定着支援センター)

分野：（ii）福祉

1. 障害福祉サービス等の充実

(1) 在宅サービス等の充実

- ① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上
- ② 支給決定の適正化
- ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所等の指導監査の充実
- ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援
- ⑤ 身体障害者補助犬の貸与・育成及び啓発

(2) 福祉・介護人材の確保・育成

- ① 障害福祉サービス事業所等の従事者の確保
- ② 障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上

2. 住まいの確保

(1) グループホームの充実等による住まいの確保

- ① グループホームの整備促進
- ② 公的賃貸住宅・民間賃貸住宅における住まいの確保
- ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

(2) 施設入所を必要とする人への支援

- ① 入所施設における生活の質の向上

3. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進

① 障害者差別の解消及び虐待の防止に向けた取組の推進

(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護支援体制の構築
② 成年後見制度の利用促進
③ 消費者被害の防止
④ 防犯対策の推進

4. 災害時の支援

(1) 災害時における支援の充実

① 災害時要援護者に関する取組の推進
② 福祉避難所の整備・運営
③ 災害時のこころのケアの推進

分野：(iii) 保健・医療

1. 保健・医療の充実

(1) 医療と福祉の連携の強化

① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実
② 心身障害者歯科衛生診療所の運営の充実
③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

(2) 精神障害のある人への支援

① 精神科救急医療体制の充実
② 地域移行・地域定着支援の充実
③ 相談支援体制の構築
④ 医療費負担の軽減に向けた支援

(3) 重症心身障害のある人への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実
② 在宅サービスの充実

(4) 難病患者への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実
② 在宅サービスの充実

(5) 認知症患者への支援

① 正しい知識の普及・啓発
② 介護サービス基盤の整備

2. 療育の推進

(1) 早期発見・早期療育

① 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実

(2) 地域療育体制の充実

- ① 障害児療育機能の充実
- ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実
- ③ 保育所、放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入促進
- ④ 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

分野：(iv) 教 育

1. 特別支援教育の充実

(1) インクルーシブ教育の充実

- ① 障害のある子どもに対する学校支援体制の整備
- ② 高等学校における高等養護学校の分教室設置に向けた取組の推進

(2) 進路指導の充実と職場開拓の促進

- ① 職業教育の充実
- ② 職場開拓の促進
- ③ 進路に関する適切な情報提供の実施

分野：(v) 雇 用

1. 一般就労への支援

(1) 障害者雇用の促進

- ① 一般企業等における雇用の場の確保
- ② 県庁における雇用の場の確保
- ③ 精神障害のある人の雇用促進

(2) 総合的な就労支援

- ① 「障害者はたらく応援団なら」の活動推進
- ② 職場実習機会の拡大
- ③ 職場定着支援の充実
- ④ 障害特性に応じた職場訓練の推進

2. 福祉的就労への支援

(1) 福祉的就労の場の確保

- ① 売れる商品づくりの推進
- ② 農業分野へのチャレンジの推進

(2) 優先調達の推進と工賃の向上

- ① 優先調達の推進
- ② 施設外就労の推進

分野：(vi) 社会参加

1. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 住みよい福祉のまちづくりに向けた普及・啓発等の推進
- ② 総合的なバリアフリー化の推進
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ④ ユニバーサルツーリズムの推進
- ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進

2. 情報アクセシビリティの推進

(1) 意思疎通支援の充実

- ① 人材の養成・確保
- ② 音声機能障害のある人の発声訓練に対する支援
- ③ 市町村の取組に対する支援

(2) 情報提供の充実

- ① 障害特性に応じた情報提供の充実
- ② 県政広報の充実

3. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実

- ① スポーツに参加する機会の充実
- ② 障害のある人とない人が交流できる取組の推進
- ③ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進
- ④ 障害者スポーツ指導者等の養成

(2) 文化芸術活動等の充実

- ① 文化芸術活動等に参加する機会の充実
- ② 県立文化施設における取組の充実

4. 県民理解の促進

(1) 障害者理解の促進

- ① 県民参加型啓発運動の推進

(2) 行政機関における配慮

- ① 行政機関における合理的配慮の推進
- ② 選挙における配慮

計画の推進体制等

- 計画の実効性を確保するためのしくみ（計画の推進体制とPDCAサイクル）を構築するとともに、目標と責任を明確化します。

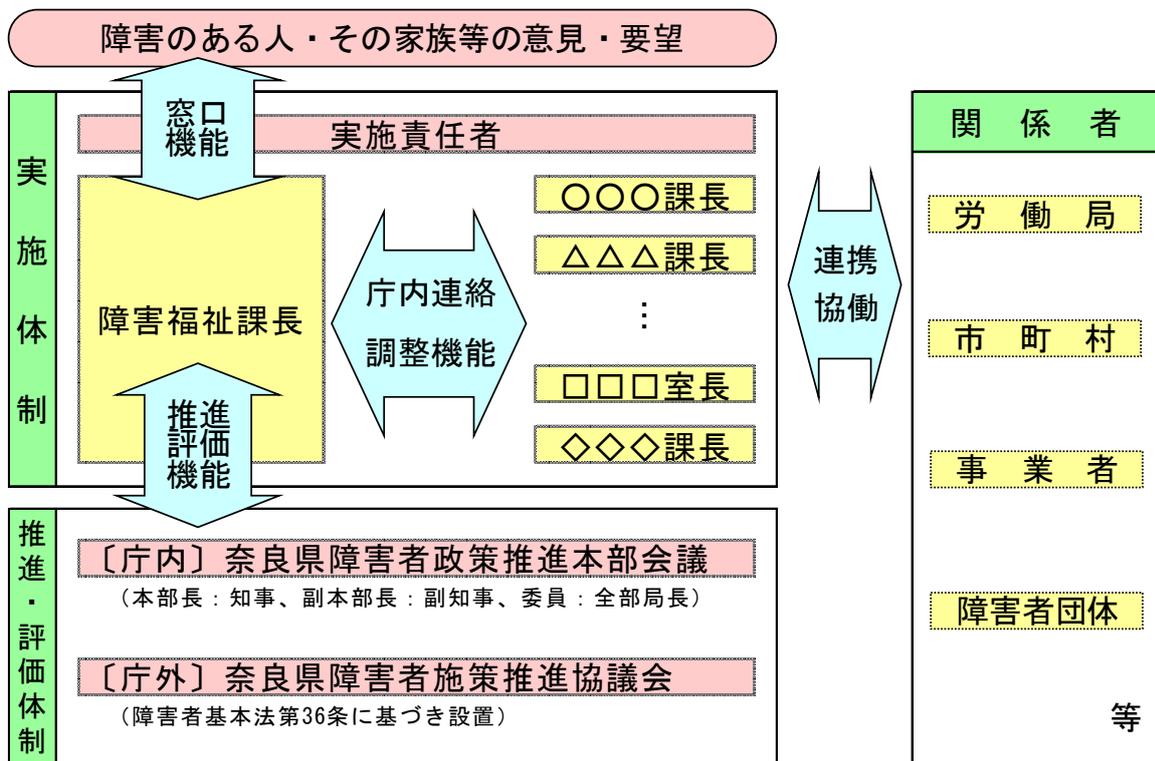
（１）計画の推進体制・PDCAサイクルの構築

- ・ 障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、庁内・庁外の推進・評価体制を構築、関係者との連携・協働 等

（２）目標と責任の明確化

- ・ 施策の柱ごとに目標を明確化
 - ① 奈良県の目指すべき姿を設定（定性的目標）
 - ② 数値目標を設定（定量的目標）
- ・ 目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

《計画の推進体制とPDCAサイクル》



PLAN (計画)

- ・ 計画の推進体制の構築
- ・ 目標と責任の明確化

DO (実行)

- ・ 計画に基づく取組の推進

CHECK (評価)

- ・ 目標の達成状況の評価

ACTION (改善)

- ・ 評価結果を踏まえた施策・取組の検討・実施

奈良県健康福祉部障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8513

Fax 0742-22-1814

E-mail : syogai@office.pref.nara.lg.jp